

何が親密な関係を繋ぎ止めるのか

—— 親密性と責任の関わりを中心に

中 森 弘 樹

本稿の目的は、「親密な関係」から離脱することへの抵抗感の根拠について、理論的な考察を行うことである。まず1章では、私たちの自殺への捉え方に対するごく素朴な疑問から、本稿の問いを導出する。次に、2章では、A・ギデンズの親密性論を検討することで、上記の問いの微修正を行う。それは、一見したところ自己と他者の関係性をめぐる実存的な問いに見えるかもしれないが、その一方で、この問いは現代社会における「親密な関係」を捉えるうえで必要不可欠なものでもある。2章では、そのような本稿の主題の社会学的な必要性が明らかになるだろう。次に、3章では、いくつかの先行する議論を参照しつつ、これまで論じられてきた「親密な関係」から離脱することへの抵抗感に対する説明を整理する。具体的には、「親密な関係」が維持される根拠としてのリスク、愛、社会的・経済的条件についてそれぞれ検討を行う。そして、上記の三つの概念は、いずれも私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感の根拠を説明しきるには至らない旨を指摘する。4章では、上の三つの概念が及ばない範囲を説明する根拠として、責任の概念を導入する。そして、「親密な関係」が責任によって維持されると説明する際に、責任という概念がどのような意味で用いられているのかを概観してみたい。

1 はじめに

1-1 自殺について

議論の端緒を開くために、まずは自殺という現象について、若干の考察を行っておこう。

自殺予防学の権威であるE・シュナイドマンは、「自殺は精神痛から引き起こされる」(Sheneidman 1993 = 2005: 49)と端的に述べている。シュナイドマン(Sheneidman 1993 = 2005)によれば、自殺は精神痛に耐えられなくなった際に、それを停止することを目的とした行為である。よって、すべての自殺は——合理的であるとはいえないが——合目的的な行為であるということになる。

シュナイドマンの見解にしたがうのであれば、自殺とは当人にとっては精神痛を停止するためのやむをえない選択であるということになるだろう。このように、自殺が精神痛を停止するためのやむをえない選択であると捉えると、自殺予防のための次のような方向性が見出されることになる。S・シアー(Shea 2002 = 2012: 59-60)によれば、自殺がやむをえない選択であるというこ

とは、私たちに希望を与えてくれるという。というのも、もし自殺志願者が自殺以外の代案を解決策として見出したなら、そちらの方を選択することができるからである。シアーの見解にしたがえば、当人にとって自殺の代案となりうる解決策を何らかの形で提示することもまた、自殺予防のための方向性の一つであるといえるだろう。

しかし、ここで一つの疑問が生じることになる。自殺が精神痛を停止するための行為であり、しかもその精神痛が社会関係を原因として生じているのだとしたら、なぜ自殺既遂者たちは自殺する前に、原因となっている社会関係から離脱するという選択をしなかったのだろうか。なぜ彼／彼女らは、社会関係から離脱するという選択を、自殺の代案として選択しなかったのだろうか。

このような疑問は素朴すぎるがゆえに、直ちに以下のような反論が想定される。彼／彼女らは、他の選択肢の存在が浮かばないほど精神状態が追い込まれていたのだ、と。あるいは、精神疾患による精神痛は、社会関係を断ち切ったところで決して解消しないのではないか、と。たしかに、当事者が実際に自覚している行為の選択肢と、観察者が当事者に想定する行為の選択肢が異なることは自明であり、よってこれらの反論はもっともであるといえるだろう。しかしそれでも、当事者たちにとって社会関係を断ち切るという選択肢が浮かばない、もしくは現実的な選択として意味を持たないということ自体が、私たちに問いの対象となりうる。さらにいえば、自殺者の観察者たる私たちにとって、社会関係から離脱することが自殺に代わる選択肢の候補には見えない——自殺予防論では一般的に、社会関係からの離脱は自殺の原因や前兆の一つとしてみなされる——のはなぜだろうか。

本章では、これらの問いを直接考察するのではなく、議論の導きの糸としてみたい。すなわち、自殺者の心理や行為に直接アプローチするのではなく、このような思考の背景をなしている私たちの人間関係に対する捉え方を考察するのである。

1-2 「無縁」の意味の変容

前節で問うことになった自殺者の選択や、自殺についての私たちの考え方から差し当たり想定されるのは、私たちが社会関係から離脱することに強い抵抗感を有しているということであろう。このような感覚は、「死か、それとも社会からの離脱か」という極端な選択においてのみ見出されるわけではない。現代の日本社会において、何らかの社会関係から離脱することは、「卒業」などの新しいライフステージや社会関係への契機となる離脱や、明確な危害からの逃避とみされる離脱の場合を除いて、基本的には望ましくない出来事として捉えられることになる。

このような感覚を象徴する言説の一つとして挙げることができるのが、2010年にマスメディア上で流行した「無縁社会」の言説である。NHKのドキュメンタリー番組の特集によって話題となった同言説の要諦は、現代社会において「地縁」「血縁」「社縁」といったかつて存在していた人間関係が衰退しているという主張にある。それによって、人間関係から切り離された者たちが「無縁死」する——死の際に誰にも看取られず、さらに遺体の引き取り手が存在しない状態になること——ケースが増加しているという。以上のような「無縁社会」の言説が、無縁、すなわ

ち人間関係から切り離されている状態を望ましくないものとして捉え、私たちがそのような境遇に陥ることを不安視するものであることは明らかであろう。

「無縁社会」の言説の流行が示唆するのは、私たちが社会関係から離脱することに強い抵抗感を有しているという点であろう。ただし、この「無縁」という概念に着目すると、人間関係から切り離されていることが望ましくないという感覚は、日本人にとってはかならずしも歴史的に不変であったわけではないということが分かる。「無縁」の概念が有する意味の歴史について検討した網野善彦（1996, 2001）によれば、中世の日本社会において、「無縁」という言葉は現代における「自由」の意味を含意していた。しかし、「無縁」は人々にとって肯定的な意味を潜在させながらも、現代に近づくにつれてその否定的な側面を増幅させ、「無縁」は「有縁」——人間関係が繋がっていること——に対して劣位な位置に置かれることになっていったという。

網野の無縁論は、「無縁」すなわち人間関係から切り離されていることに対する私たちの捉え方が、歴史的に見れば一元的なものではなかったことを示唆するものであるといえよう。この網野の記述した「無縁」の歴史には、批判も多く寄せられている。もっとも、より短期的な視野で現代史を眺めるのであれば、少なくとも以下の点は指摘することができるだろう。「無縁」という概念に自由を見出そうとする網野の捉え方が一般的に広く受け入れられることになった1970年代と、それとは逆の、「無縁」となることの不安を強調する「無縁社会」の言説が広く受け入れられた2010年代では、私たちの人間関係に対する捉え方は全く異なるものとなっているのではないか¹⁾。

1-3 問いの設定

前節で見た「無縁」の概念の変容から、人間関係や社会関係から離脱することに対する私たちの捉え方が、時代によって変化してきたことが分かる。これはすなわち、人間関係や社会関係から離脱することに対する捉え方が、社会によって異なるものであることを示しているといえるだろう。よって、これらの現象は、社会的に説明されるべき、社会学の問いの対象であるということになる。すなわち、私たちの社会関係や人間関係から離脱することへの抵抗感は何によって生じていて、それらはどのように／どの程度社会に規定されているのかという問いが生じることになるのだ。

これまで、本稿では研究対象を「人間関係」や「社会関係」といった言葉で言い表してきた。しかし、あらゆる人間関係や社会関係からの離脱を考察の対象とすることは、本稿のみでは手に余る作業であろうし、議論の厳密性を欠くことになるだろう。そこで、以下では、離脱の対象を「親密圏」に限定して議論を進めてゆきたい。そして、「親密圏」において結ばれる関係を「親密な関係」と呼ぶことにする。ここで問題となるのは、「親密圏」および「親密な関係」といった概念を使用することで、本稿における研究対象がどのように限定されるのかという点であろう。本稿では、斎藤純一（2005）の定義を参照しつつ、親密圏を「具体的な他者の生への配慮／関心を媒体とするある程度持続的な関係性」（斎藤 2008: 196）の意味で用いることにしたい。桶川泰

(2011) が指摘するように、この定義は多くの研究者に引用され、受け入れられている定義になっている。ただし、本稿において齋藤の定義が重要となるのは、そのような社会学界における一般性・普及性が理由なのではなく、人間関係における「具体的な他者の生への配慮／関心」の存在が、その関係から成員が離脱することが大きな意味を持つ前提条件であることが想定されるからである。そこから離脱することがある程度重大な意味を有する関係性だからこそ、離脱への抵抗感も生じるとみなすのが自然であろう。よって、本稿の研究対象を限定するとしたら、齋藤の「親密圏」の定義に該当する人間関係に焦点を絞ることが望ましいということになる。

2 ギデンズの親密性論

2-1 「純粋な関係」の出現と、親密性の変容

さて、本稿の研究対象を「親密な関係」に限定するのであれば、前述の問いは次のように書き換えられることになるだろう。すなわち、私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感は何によって生じていて、それらはどのように／どの程度社会に規定されているのだろうか。この問いを考察するための一つの方策は、親密な関係のあり方が社会の近代化に応じてどのように変わってきたのかを分析することであろう。ここでは、そのような研究を方向付けてきた A・ギデンズの親密性に関する議論を参照しておきたい。

まず、ギデンズ (Giddens 1991 = 2005) はモダニティすなわち近代の特徴として、グローバル化とローカルな現象の相互作用の強まりを挙げる。グローバル化は、モダニティの制度的再帰性が、時間と空間の再組織化と、それに伴う脱埋め込み化メカニズム——「社会関係を特殊な位置付けの呪縛から解放し、広範な時間－空間のなかに再統合するメカニズム (Giddens 1991 = 2005: 2) —— によって徹底されたことによる帰結であるという。このようなグローバルな現象の一方で、それとの相互作用によって生じているローカルな現象の一つが、ギデンズのいうところの「親密な関係の変容」である。そして、そのような親密な関係の変容において重要であるのが、「純粋な関係」が出現することであるという。

ギデンズ (Giddens 1991 = 2005) によれば、「純粋な関係」とは、「外的な基準がそこでは解消してしまうような関係」(Giddens 1991 = 2005: 7) であり、「伝統的文脈での緊密な個人的つながりと比べて、純粋な関係性は社会的・経済的生活といった外的条件にはつなぎ止められていない——それはいわば自由に浮遊している」(Giddens 1991 = 2005: 99)。では、「純粋な関係」は何によって成立することになるのか。ギデンズによれば、「純粋な関係」において中心的な働きをするのは「コミットメント (commitment)」である。「コミットメント」は、「自己投入」や「自発的な関わり合い」の意味で用いられる概念であり、ロマンティック・ラブや、友人関係は「コミットメント」のあり方の一つであるという²⁾。「コミットメント」に基づく関係は、パートナーに与えるもののためだけに求められ、その唯一の見返りは関係性自体に内在するものとなる。すなわち、「純粋な関係」においてはその関係自体が目的なのであり、それゆえにパートナー間

で何か問題が起これば、関係の存続が脅かされることになってしまうのだ。

では、「純粋な関係」には具体的にどのようなものが該当するのだろうか。まず、ギデنزが分析している「親密な関係」の変容の事例として、恋愛と婚姻における男女の関係を挙げることができる。ギデنز（Giddens 1991 = 2005: 99-100）によれば、前近代の結婚は一つの契約であり、当事者自身ではなくしばしば親や親類によって発起され、経済的要因に強く影響を受けるものであった。近代に入っても、婚姻関係は稼ぎ手としての夫と子育てと家庭に専念する妻という内的分業によってつなぎ止められていた。しかし、これらの婚姻を規定する外的な条件は消滅しつつあるという。ギデنزによれば、現代における結婚は、「それが他者との緊密な接触から得られる情緒的満足のゆえに始められ、そうであるかぎりでも存続するような関係」（Giddens 1991 = 2005: 100）になりつつある。

ギデنز（Giddens 1992 = 1995）によれば、パートナーおよびパートナーとの関係を「永遠」で「唯一無二」なものとしなすロマンティック・ラブは、「関係性が外部社会の基準よりも二人の感情的没頭によるという考え方に固有な、平等主義的傾向」（Giddens 1992 = 1995: 95）を有することで、夫婦関係から外的な条件を切り離し、「純粋な関係」を構築する先駆けとなってきた。その一方で、ロマンティック・ラブに対する抑圧的なこだわりは、逆説的にも女性を家庭のなかに押し込める機能も果たしてきたという。それに対して、後期近代以降に広まりつつあるのが、ギデنز（Giddens 1992 = 1995: 95-6）がコンフルエント・ラブ（confluent love）と呼ぶ、能動的かつ偶発的な愛のあり方である。日本語で「ひとつに融け合う愛情」とも訳されるこの愛の形式においては、「特別な人」よりも、「特別な関係性」が重要になるという。複数のパートナーと出会いと別れを繰り返すことで志向される「特別な関係性」は、「純粋な関係」の形式により近づいてゆく。ギデنزによれば、今日のような「別居や離婚が頻繁な社会」も、「コンフルエント・ラブ」の出現による一つの帰結である。

また、友人関係は「純粋な関係」の特徴——「それが他者との緊密な接触から得られる情緒的満足のゆえに始められ、そうであるかぎりでも存続する」（Giddens 1991 = 2005: 100）——をよりはっきりとさせるものであるという。ギデنزの議論では、友人は「ある人が関係それ自体による見返り以外によっては促されないような関係を持っている誰か」（Giddens 1991 = 2005: 100）として定義されるからである。しかし、友人関係は近代より前から存在していたのではないか。この点に関して、ギデنز（Giddens 1990 = 1993: 147-8）によれば、前近代の友人関係の多くは制度化されており、血盟の兄弟や戦友といった同志愛的な形態を基本的にとっていた。また、制度化の有無にかかわらず、友人関係は誠実さや名誉といった価値にもとづくものであった。それに対して、近代の進展にともなって、友人は「つねに真実を語るものではなく、その人の情緒的安寧を護ってくれるもの」（Giddens 1990 = 1993: 148）となってきたという。そのような目的に基づいて構築され、維持されるのが、ギデنزのいうところの現代の友人関係なのである。

その一方で、ギデنزがそれらとはやや異なるものとして捉えているのが、親子関係や血縁関係である。ギデنزによれば、「親子関係およびそれより広い血縁関係は、純粋な関係性の射程

からは部分的に離れたところに留まりつづける」(Giddens 1992 = 2005: 109)。親子関係や血縁関係は、生物学的なつながりという外的な基準に拘束され続けるからである。しかしそれらも、脱埋め込み化メカニズムの影響を受けることで、「純粋な関係」の性質を帯びつつあるという。たとえば、血縁関係は伝統的義務や拘束が剥ぎ取られることで、形骸化することがある。また、親子関係は、双方の権力が根本的に不均衡なものであるという点で特殊例であるが、それでもモダニティにおいては、子どもが大人になって自立するにつれて、より多くの「純粋な関係」の要素が働くようになるという。たとえば、進学や就労などを契機に家から出て行った子供と親の関係が深められるためには、その関係がお互いのコミットメントを伴って再帰的に構成されなければならない。さらに、ギデنز (Giddens 1992 = 1995: 148-9) は、子供時代の親子関係においても、親の権威的態度によって代わるものとして、関係性の質それ自体の重要性が高まりつつあることを指摘している。

以上のように、ギデنز「純粋な関係」の概念を用いることで、モダニティにおける親密な関係の変化を描出している。これらの変化において見出される共通の傾向を端的に述べると、今日の「親密な関係」は、当人の意思によって繋がれたり切られたりする、選択的な関係になりつつあるといえるだろう。

2-2 問いの再設定

前節で見た、ギデنزが明らかにしてきた「親密な関係の変容」の傾向は、現代の日本社会においても概ね妥当するといえるだろう。たとえば山田昌弘 (2005) や桶川 (2010) は、日本でも1970年代あるいは1980年代ごろから、夫婦関係において、ジェンダー的な役割の遂行に加えて夫婦間のコミュニケーションが重要視されるようになったことを指摘する。このような夫婦関係に対する要求の高まりは、夫婦関係と愛情の分離の傾向を生み出してきた。また、現代の日本の友人関係についても、後述する土井隆義 (2004, 2014) によって、人間関係の自由化にともなう変化が指摘されてきた。

しかし、これらの傾向が事実であるならば、それは先に見た私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感の高まりと矛盾するのではないか。社会的・経済的生活といった外的条件によらない「純粋な関係」が拡大し、「親密な関係」が互いの意思によって結ばれるものとなっているにもかかわらず、なぜそれを切ることに抵抗感が生じているのだろうか。

この理由に対する最も単純な説明は、現在は「純粋な関係」へのいわば移行期であり、かつての「親密な関係」から離脱することへの抵抗感が根強く残存しているからだ、というものであろう。ただし、この説明では、1970年代以前と2010年代の「無縁」に対する捉え方の変化から観察されるように、近年になるにつれて「親密な関係」から離脱することへの不安がむしろ高まっているように見えるという点を説明することはできない。

それでは、この一見矛盾した現象を、私たちはいかに説明すべきなのだろうか。その前段階として、以下では私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感を説明する根拠について、

理論的に検討を加えてゆくことにしよう。現代を生きる私たちを、「親密な関係」へと繋ぎ止めているものは一体何なのだろうか。

3 先行する議論の検討

3-1 「親密な関係」から排除されるリスク

上記の現象に対して、社会学はもっぱらリスク論の観点から説明を加えてきた。たとえば石田光規（2011）は、「無縁社会」の言説の流行の背景には、親密圏の変容にともなう人々の人間関係に対する不安が存在すると指摘する。前節で見てきたように、「純粋な関係」が出現・拡大する後期近代社会においては、「親密な関係」は選択的な性質を強めてゆくことになる。石田によれば、このような変化が生じ始めた1980年代頃までの日本社会では、人間関係が既存の社会的規範や環境条件から自由になることで、人々が伝統的な紐帯から解放されることを歓迎する傾向があった。しかし、自由を獲得した関係は、自由になったがゆえのリスクを内包し、それが人々の不安を喚起することになるという。「純粋な関係」は、お互いのコミットメントによって成り立つものであるゆえに、お互いの選択次第では成立しなくなるというリスクを常に孕んでいるからである。そのため、当初は歓迎された親密圏の変容は、次第に「関係を解消されるかもしれない、もしくは、関係を構築できないかもしれない不安」（石田 2011: 19）の対象へと転化してきた³⁾。「無縁社会」の言説が人口に膾炙したのも、現代社会においてかつてないほど高まっている人間関係に対する不安に、社会的排除の議論——「ホームレス化」や「独居」や「孤独死」などの問題に関する議論——が接続された結果であるというのが、石田の見解となっている。

このようなリスク意識の高まりは、マクロレベルの言説上の変化のみならず、ミクロな「親密な関係」の変容からも読み取ることができる。ここでは、土井の議論を参照しておこう。土井（2014）もまた、制度的な枠組みが人間関係をかつてのように拘束しなくなったことで、人間関係を保証する基盤が無くなり、関係が不安定になっていることを指摘する。制度や組織に縛られることなく付き合う相手を勝手に選べる自由は相手も有しており、それゆえ人間関係の自由度の高まりは、自分が相手から選んでもらえないリスクを内包することになるという。土井によれば、このような社会では若者たちは「親密な関係」を維持することに強迫的に囚われるようになり、そして「親密な関係」への不安はネット依存やいじめの原因となっている。土井（2004）が現代における子供の人間関係の特徴として挙げる「優しい関係」の蔓延も、このような傾向の帰結の一つといえるだろう。「優しい関係」とは、相手を傷つけないように高度に配慮しあう人間関係のことであり、子供たちは友人との「優しい関係」を維持するために疲弊してしまっているという。

石田と土井が強調する「親密な関係」から排除されるリスクへの不安は、私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感の説明として一定の説得力を有するものであるといえよう⁴⁾。では、私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感は、このような種類のリスク意識だ

けで説明しきることができるのであろうか。この点に関して示唆的であるのは、「社会的排除」の議論において指摘される、個人による主体的あるいは能動的な排除の現象である。岩田(2008: 130-2)は、社会関係資本や経済的資本に乏しい人々が自ら排除の主体となって、自らを排除に追い込むケースが少なくないことを指摘する。たとえば、多重債務やDV問題を抱えた人々が、債権者やDV加害者からの圧力から逃れるために、社会関係を自ら絶つケースがあるという。このような「自らを排除に追い込むケース」で着目すべきは、「親密な関係」を失ったら生きてゆくことが困難であるような人々が、すなわち「親密な関係」から離脱する経済的および社会的なリスクが最も高いように見える人々が、「親密な関係」から離脱することを能動的に——ケースによってはやむをえない動機が存在するとはいえ——選択しているという点であろう。以上の事実、私たちの「親密な関係」から離脱することへの抵抗感、リスク論の観点からのみでは説明しきれないということを示しているのではないか。

あるいは、次のような点を指摘することもできるだろう。「親密な関係」から離脱するリスクを指摘する議論では、「親密な関係」から排除される際の「私にとっての」不利益を説明することに注力してきた。それゆえ、たとえば私たちが「親密な関係」から自ら離脱した際に、「親密な関係」にあった他者たちにどのような不利益を与えるのか、そしてそのような他者の不利益を想定することが、「親密な関係」からの離脱が持つ意味にどのような影響を与えているのか、といった点は前景化してこなかったのである。私たちは、多くの種類のリスクを考慮する際に、それが他者に与える影響まで考慮に入れる。同様に、「親密な関係」からの離脱のリスクを考慮する際にも——それが受動的な排除であっても、能動的な離脱であっても——、私たちは自らが被るリスクのみならず、それが他者に与える影響をも考慮しているとみなすのが自然ではないだろうか。

3-2 愛の限界

前節における考察から、「親密な関係」から離脱する抵抗感の高まりを説明するにあたっては、従来のリスク論の観点のみでは本稿にとっては不十分であることが明らかになってきた。

この問いに対して、前項ではリスク論の観点、すなわち「私たちが親密な関係から離脱しない理由は、それをする中で私に何らかの不利益が生じることが想定されるからである」という立場を検討してきた。この観点は、人々が人間関係にある意味で功利主義的に選択しているという前提に基づくといえるだろう。それに対して本項では、逆に「私たちが親密な関係から離脱しないのは、当該関係を結んでいる他者が否応なく私を惹きつけるからである」という立場を検討してみたい。本稿では、そのように「他者が否応なく私を惹きつける」際に、他にその根拠が見出せない場合、それを「愛」と呼ぶことにしよう⁵⁾。また、以下では「愛」、すなわち「他者が否応なく私を惹きつけること」から生じるとみなされる感情を「愛情」とであると定義する。では、私たちが他者に対して「愛情」を持つこと、すなわち「愛すること」は、「親密な関係」が維持されることの要件なのだろうか。

たとえばJ・ハーバーマス（Habermas 1990 = 1994: 67-8）によれば、近代の市民社会において成立した小家族的な親密圏は、二人の男女の持続的な「愛の共同体」に基づくことを理念の一つにしていたという。しかし、ギデنز（Giddens 1991 = 2005: 104）は、「純粋な関係」において中心的な働きをするコミットメントは、ある程度は愛の力によって調整されるが、恋愛感情自体はコミットメントを生むことはないし、コミットメントを保証するようなものではないと指摘する。では、「親密な関係」の主要な契機の一つであるとみなしても差し支えないであろう恋愛感情が、関係へのコミットメントへと繋がらないというのは、一体どういうことなのだろうか。

ここで、議論の補助線として、大澤真幸の恋愛についての議論を参照しておこう。大澤（2005: 41）によれば、愛——とりわけ愛の唯一性を志向する恋愛——にとって、「この愛は本当ではないかもしれないという不安」は、本質的な構成要素であり、不可避なものである。ある特定の人物を愛している積極的な理由は、その愛が唯一的なものである以上は、決して挙げ尽くすことができない。仮にその人物の持つ何らかの美点を愛する理由として挙げたとしても、その点で彼／彼女を上回る別の人物が想定されてしまうので、逆に彼／彼女の代替不可能性が失われてしまうからである。よって、「なぜ愛されているのか（なぜ愛しているのか）」という問いは、理由づけの終わりのない反復を強いられることになる。さらに、説明不可能であるにもかかわらず理由を積み重ねていった場合には、その積み重ねがますます不安を助長することになるという。先に述べた事情によって、愛への積極的な理由づけは、かえってその愛を相対的なもの——非唯一的なもの——として示したことになるからである。

このような解消不可能な愛への不安は、とりわけ後期近代において前景化してくることが想定される。というのも、人間関係における「純粋な関係」の拡大と、「コンフルエント・ラブ」という恋愛の形式の出現によって、後期近代における恋愛の対象はより選択的——すなわち代替可能——なものとなるからである。実際に、ギデنز（Giddens 1991 = 2005: 97-105）は、S・ハイト（Hite 1987）の研究から、パートナーから「私」への愛情の有無について悩んだり、「本当の愛」を希求したりするアメリカ人女性の語りを引用している。ギデنزによれば、このような愛あるいは愛情に関する苦悩は、「純粋な関係」に内在する困難——バランスと互酬性を備えた、双方が満足できるような関係を作り出し、維持することの困難——と深く関係したものであるという。

以上のような愛の不安定さを踏まえると、ギデنزが愛とコミットメントの両概念をはっきりと区別していることも理解可能なものとなる。「純粋な関係」は、愛によってではなく、コミットメントによって維持される。ギデنزによれば、このコミットメントは、常に「努力協定」でなければならないという。すなわち、「純粋な関係」は、あくまでもその関係を存続させたいという当人の意思なくしては存続しえないのである。それに対して、愛情はその性質がゆえに、かならずしも関係を存続させたいという意味、すなわち「努力協定」としてのコミットメントの維持には帰結しないし、そのため「純粋な関係」が維持される要件とはなりえない。この点で、愛とコミットメントは区別されて扱われるべきなのである。

愛とコミットメントが区別される以上、愛は「親密な関係」が維持されるための必要条件とはなりえても、十分条件とはなりえないということになるだろう。すなわち、相手への愛情は「親密な関係」の契機となりうることはあっても、かならずしも相手との親密な関係の維持に寄与するわけではないのである。

3-3 社会的・経済的条件と「親密な関係」

前節までの議論から、リスクと愛のいずれも、私たちの親密な関係から離脱することに対する抵抗感を完全に説明しきるにはいたらないということが分かってきた。では、それらが説明しきれなかった部分を補填しうる別の原理は存在するのだろうか。

ここで、これまでやや曖昧に扱ってきた、「社会的・経済的条件などの外的な基準」について、改めて検討しておくべきだろう。というのも、私たちの目下の課題は、私たちが「親密な関係」から離脱しない根拠として考えられる既存の説明をひとつと確認しておくことだからである。特にここで検討しておきたいのは、後期近代以降の社会において「純粋な関係」が拡大しつつあるとして、それは「親密な関係」に対して社会的・経済的条件の影響が消失することを意味するのか、という点である。

筒井淳也（2008: 102-3）によれば、「伝統的文脈での緊密な個人的つながりと比べて、純粋な関係性は社会的・経済的生活といった外的条件にはつなぎ止められていない——いわば自由に浮遊している」（Giddens 1991 = 2005: 99）というギデنزの説明は、ミスリーディングなものであるという。というのも、関係が情緒的満足を重視したものであることは、原理的には階層・身分から自由な親密性を保証するが、実際には階層や相性の面での相手との近似性が関係の情緒的満足を高めるということが大いにありうるからである。そして、それは継続的なコミットメントの形成においてはなおさらであるという。また、筒井（2008: 99）によれば、ギデنز（Giddens 1991 = 2005）が指摘している「純粋な関係」のコミットメント継続という課題も、現実にはそれほど大きな問題とはなっていない。というのも、現実的には私たちは学校や職場などの制度的環境から継続的な人間関係を入手することが可能なのであり、それによってコミットメント形成の問題は自然に解決されているからである。筒井が指摘するように、後期近代においても「親密な関係」が完全に自発的に作られるわけではないことは明らかであろう。

筒井の議論から、後期近代以降の社会における「純粋な関係」に対しても、社会的・経済的生活といった外的条件は依然として大きな影響を有しているということが分かる。それらは、個人が「純粋な可能性」を取り結び、場合によってはコミットメントを継続させる可能性を担保する条件として機能しているといえよう。ただし、本稿がそもそも出発点としていたのは、ある人間関係が耐えがたい苦痛を伴う状況であり、それでも当該関係のなかに留まることを自明であると捉えてしまうような、人間関係からの離脱に対する抵抗感の存在であった。上記の可能性を担保する外的条件によって、それらの抵抗感を説明しきることは果たして可能なのだろうか。少なくとも後期近代以降の社会では、社会的・経済的生活などの外的条件が「純粋な関係性」の成立お

よび継続の可能性を担保することはあっても、そのことと、外的条件が「親密な関係」を繋ぎ止めるような機能を有しているかどうかはまた別の問題であるように見える。たとえば筒井(2008: 109)によれば、最終的に特定の人との長期的関係を望む場合、問題となるのは「ベター・マッチング」であるという。しかし、お互いに好相性であることは「親密な関係」を成立させたり継続させたりすることを可能にする条件ではあっても、当人たちが関係から離脱することを望む際にそれを止まらせる十分な根拠とはならないのではないか。

おそらく、「親密な関係」が選択的なものとなりつつある現代においては、関係の「成立」や「継続」と、その「維持」の問題は区別されるべきなのだ。よって、筒井が述べるように「親密な関係」の維持が現実にはそれほど大きな問題となっていないのも、かならずしも外的条件に補助された「ベター・マッチング」——それは関係の成立や継続の可能性を担保するものではある——が合理的になされている結果であるとはいいきれない。ある「親密な関係」が成立するのは互いの好相性によるものであったとしても、すでに成立した関係が頑なに維持されるのは別の根拠による可能性がある。そして、本稿が対象とするのも、「親密な関係」の「成立」や「継続」の問題ではなく、あくまでも「維持」の問題なのである。私たちは、ひとたび関係が成立すると生じることになる、関係から離脱することへの抵抗感の根拠となるものを、「絆」や「つながり」や「紐帯」やあるいは「しがらみ」といった抽象的な概念に頼らず、その正体が分かる形で記述しなければならない。

4 親密なる者への責任

4-1 関係の非対称性から生じる拘束性

以上を踏まえると、やはり少なくとも現時点では、社会的・経済的生活といった外的条件もまた、私たちの「親密な関係」から離脱することに対する抵抗感を説明しきるにはいたらないことが分かる。では、「親密な関係」を維持する根拠となるもので、かつ社会的・経済的な条件でも、リスクでも、愛でもないような他の原理は存在するのだろうか。

本章の最初の前提に戻ると、私たちは何らかの社会関係から離脱することを基本的には望ましくないと捉える傾向を有しているのであった。だとすると、親密な関係からの離脱に対する抵抗感、ある種の倫理観に基づいているともいえないだろうか。ただし、このような抵抗感は、先述したように時代や社会によって異なるのであった。よって、「私たちが親密な関係から離脱しないのは、普遍的な倫理に従っているからである」という説明は少なくとも意味をなさないであろう。仮に、何らかの倫理の存在によって私たちの親密な関係から離脱することへの抵抗感を説明するとしたら、それは具体的にどのような倫理なのかまで明らかにする必要がある。

ここで示唆的であるのは、家族関係をめぐる自由と不自由について考察する土屋葉(2013)の分析である。土屋は、家族関係から容易に逃れることができない根拠として、「『ふつうの家族』という幻想」、「愛情体験への拘り」そして「関係の非対称性」を挙げている。土屋の議論におい

て重要であるのは、他者から逃れることができない根拠となる関係の非対称性には、相手が自己よりも強い立場にあるケースのみではなく、相手が自己よりも弱い立場にあるケースも含まれるということである。たとえば、親なしでは生きられない子が親から逃れることが困難であるのは当然だが、同様に、一般的に子に対して強い立場にある親もまた、子を「棄てる」ことには強い抵抗を感じることになる。そして、その理由は、社会からのバッシングや子育て／（母）親規範の影響のみにあるのではないという。

家族関係から容易に逃れることができない根拠としての、「『ふつうの家族』という幻想」、「愛体験への拘り」、そして自己が弱い立場にあるという意味での「関係の非対称性」は、前章で検討した社会的・経済的な条件、リスク、愛のいずれかの根拠によって説明可能であろう。しかし、弱い他者との関係を切ることができないという意味での「関係の非対称性」は、本稿がこれまで検討してきた、「親密な関係」からの離脱に対する抵抗感の根拠に対する、どの説明にも還元しえないのではないかと。

ところで、土屋は弱者との関係が有する拘束性を説明する際に、しばしば責任という概念を用いている。土屋によれば、日本では母親が子供を育てる責任を引き受けることになっており、その責任を放棄することは許されないとみなされている。そして、寝たきりの親や、未成年の子供との関係を分離することは、弱い立場にある親／子への責任を負わないという選択であるとみなされるがゆえに、親／子を「棄てた」主体は、内外からの批判や、罪悪感に苦しめられるのだという。このような種類の責任の倫理は、ケアを根拠付けるためにしばしば議論の対象となるものだが、土屋の議論は、責任に対する規範意識が、ケアだけではなく人間関係の接続と切断にも深く関わっていることを示唆するものであるといえよう。しかし、土屋の議論では、責任の概念に対する検討がなされているわけではないので、非対称な関係において責任が生じるとされる際に、それがどのような意味での責任なのか、またなぜ人間関係を切断することが責任の放棄としてみなされるのかについて、言及がなされていない。そこで以下では、土屋の議論を補完するために、私たちににとって責任の倫理とは何であるのかについて若干の検討を行っておこう。

4-2 責任の二つのモデル

日本語の「責任」は、英語の responsibility に対応する概念であり、「応答可能性」をその原義としている⁶⁾。よって以下では、責任の倫理が「どのような場合に」「誰が」応答することを要請するのかを——すなわち責任の帰属の問題を——俯瞰しておこう。

まず、最も一般的な責任の用法として、行為者が自由な条件の下で何事かの行為をなしたときに、結果に対する責任が行為者に帰属するという考え方を挙げることができる。たとえば、社会的な道徳やルールに反する行為をした場合に行為者が罰を受けたり、被害者に対して償いをしたりするのは、このような意味での責任の倫理に基づくものであるといえる。ここでは、上記のような責任に対する説明の図式を、責任の「行為－因果モデル」と呼んでおこう。

責任の「行為－因果モデル」によれば、「親密な関係」にある他者に対して責任が生じるのは、

当人が自らの意思でその関係を結んだからであるということになるだろう。たしかに、互いのコミットメントによって成立する「純粋な関係」にかかる責任は、「行為－因果モデル」によって説明することが可能かもしれない。この考え方にしたがえば、自身が選択した関係の結果に関しては、自身で担わなければならない——よって、勝手に他者との関係を切断すべきではない——ということになるだろう。しかし、「親密な関係」は、全てが当人の自由な選択によって開始されるわけではない。たとえば土屋（2013）も述べるように、私たちは生まれ落ちる家族も、生まれてくる子供も選択することができない。よって、責任の「行為－因果モデル」では、親子関係において一般的に指摘される責任をはじめとした、「親密な関係」において生じる責任の全てを説明しきれないことは明らかである。

この点に関して、R・グディン（Goodin 1985）もまた、「行為－因果モデル」——グディン自身は「契約モデル」という言葉を用いている——は家族関係に代表される「特別な責任」を説明しえないという点を指摘する。そしてグディンは、「行為－因果モデル」に代わる責任の原理として、「傷つきやすさを避けるモデル」（vulnerability model）を提唱する⁷⁾。「傷つきやすさを避けるモデル」の原則は、以下の通りである。

Aの権利がBの行為や選択によって傷つきやすい状況に置かれている場合、BはAの権利を保護する特別な責任を負う。この責任の強弱は、BがAの権利にどの程度影響を与えるかに厳密に依っている。（Goodin 1985: 118）

この原則にしたがえば、親が子供に対する重い責任を負うのは、自らの行為や選択が子に大きな影響を与える——子供を傷つけることもできるし、被害から守ることもできる——立場にあるからである。

また、グディンは責任（responsibility）と義務（duty）の区別を重要視する。グディン（Goodin 1986）によれば、義務はある行為を命令するのに対して、責任はある結果を導くことを命令する。よって、「Aに責任があるという状態は、行為に言及しているわけでは全くないし、実際には行為主体に言及しているわけでもない」（Goodin 1986: 51）という。これはすなわち、たとえばAが「飼い犬を養う」という責任を果たすにあたって、飼い犬をA本人が世話してようが、別のBが世話してようが、犬が他の場所から自力で餌を獲ってきてようが、結果として飼い犬が養われてさえいれば問題はないということの意味する。この責任の帰結主義的な性質によって、「傷つきやすさを避けるモデル」では、必ずしも出来事の原因とみなされる行為者が責任を負うわけではなく、責任を果たすことが可能である者であれば誰もが責任を負うべき主体となりうる。

グディンの責任論は、責任の社会的な分有可能性を基礎付けるために立論されており、それゆえ多分に規範的な意図を含むものであるが、しかし実際に用いられている責任の用法とも決して無関係ではないだろう。というのも、「傷つきやすさを避けるモデル」は、責任が私たち意思と

は無関係に、「たいてい私たちに偶然降りかかってくる」(Goodin 1985: 133)という現実を説明しうるからである。よって、同モデルによって、私たちが実際に「親の子に対する責任」として語るような、非対称的な人間関係において生じる責任の帰属のあり方も説明されることになる。また、重要であるのは、「傷つきやすさを避けるモデル」の原理にしたがえば、家族に対する責任は、グディンが述べるように「結局のところ本当は何ら特別なものではない」(Goodin 1985: 145)という点である。というのも、このような責任の捉え方に基づけば、他者に対する責任は、親子関係においてのみならず、他の「親密な関係」においても生じることが想定されるからである。責任のあり方が、「傷つきやすさを避けるモデル」によって説明されるのだとしたら、その関係の喪失によって傷つく可能性がある、全ての「親密な関係」において、原理的には責任が生じることになる。それゆえ、責任は、非対称的な関係のみならず、対等な関係においても生じる可能性があるのだ。

5 おわりに

前章では、弱い他者との関係を切断することが、責任を負わないことであるとみなされるという可能性を踏まえ、そのような責任のあり方の原理を説明することを試みた。責任の「傷つきやすさを避けるモデル」に基づけば、弱い他者との関係を切断することは、それが結果としてその者を傷つける可能性が排除されないかぎり、責任の不履行としてみなされるだろう。そして、そのような責任は、原理的には非対称的な関係のみならず、対等な関係においても生じうることを確認したのであった。

以上を踏まえると、本稿の問いに対して、次のような暫定的な回答を提示することができるだろう。すなわち、社会的・経済的条件にも、愛にも、リスク意識によっても説明しきれないような、「親密な関係」からの離脱に対する抵抗感の根拠となる倫理とは、責任の倫理なのではないか、と。

このように「親密な関係」において作用する責任の倫理を、ここでは「親密なる者への責任」と呼んでおくことにしよう。そして、この「親密なる者への責任」の概念は、ギデンズの親密性の議論に対して、次のような微修正を促すことになる。

ギデンズは、「純粋な関係」の特徴を「それが他者との緊密な接触から得られる情緒的満足のゆえに始められ、そうであるかぎりで存続する」(Giddens 1991 = 2005: 100)ものとして捉えていた。その際に、関係を開始することと存続すること——あるいは逆に、終わらせること——の間に本質的な区別は設けられていないように見える⁸⁾。しかし、すでに3-3において、「親密な関係」の「成立」や「継続」と、その「維持」の問題は区別されるべきであると示唆しておいた。今や、その主張に、明確な根拠を追加することができるだろう。すなわち、仮に自身の自由な選択によって自発的に開始された他者との関係であっても、ひとたび関係が成立すると、その他者に応答しなければならないという「親密なる者への責任」の感覚が宿る可能性がある。それゆえ、

関係を解消することによるリスクの有無にかかわらず、関係が成立する以前の選択と関係が成立した後の選択を、同一の位相で捉えることは原理的に不可能なのではないか。そして、仮に「純粹な関係」の拡大によって、「親密な関係」が完全に自由に取り結ばれることになっても、そこからの離脱に関しては、完全に自由にはなりえないのではないだろうか。

さて、本稿では、「親密な関係」の接続／切断の問題を、責任の概念によって捉える端緒につくことができた。ただし、現代社会における「親密な関係」からの離脱に対する抵抗感の高まりを説明するという本稿の当初の課題は、依然として未解決のままである。よって、責任の倫理と、現代社会における上記の現象との関係が説明されるまでは、「親密なる者への責任」の概念は依然として仮説の段階に止まることになるだろう。また、本稿の議論はあくまでも理論的な水準に止まるものであるので、「親密なる者への責任」の概念が指し示す感覚が、「親密な関係」と実際にどのように関わっているのかについて、何らかの方法で実証的に研究する必要がある。以上の二点については、今後の課題となるだろう。

注

- 1) 実際に島田裕巳（2011）によれば、日本の1960年代から1970年代にかけての高度経済成長期では、旧時代的な有縁社会からの脱出が志向され、「有縁」よりも「無縁」が求められる傾向があったという。また、見田宗介（2011）は、1960年代初頭に東京に上京して就職した若者の悩みとして最も多かったのは、友人が見つからないことではなく、一人になれる時間や場所がないことであったという調査結果を引用したうえで、当時の若者たちが「関係からの自由への憧憬、孤独への憧憬」（見田 2011: 26）を有していたことを指摘している。
- 2) Giddens（1992 = 1995）においては、commitment という用語には「自己投入」という日本語訳が当てられている。また、桶川（2008）は「コミットメント」を「自発的な関わり合い」という言葉で言い換えている。
- 3) 石田（2011）によれば、このような「親密な関係」に対する不安は、日本人の意識に関する各種の統計調査からも読み取ることができるという。たとえば国立社会保障・人口問題研究所（2010）による「出生動向基本調査」の結果は、「生涯独身で過ごすのは望ましい生き方ではない」という質問に「賛成」と回答する未婚者の割合が増加傾向にあることを示している。また、内閣府男女共同参画局（2014）に掲載されている2009年度までの「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果は、結婚を個人の自由と考えている人、結婚しても子どもをもつ必要はないと考えている人、離婚に対して寛容な人が緩やかに減少傾向にあることを示している。これらの統計データは、人々の結婚や家族に関する意識の保守化傾向を示唆するものである。詳細については、石田（2011: 38-60）を参照のこと。
- 4) リスクに対する意識を私たちが「親密な関係」から離脱しない根拠とする議論は、家族論においても見られる。たとえば山田（2005: 223-4）によれば、1990年代半ばまでの日本では、離婚すると生活ができなくなるという状況が、現実の離婚を抑制し、結果として「家庭内離婚」を生み出していた。それに対して近年は、結婚していても夫の失業などで生活できないから離婚するといったケースが増加しているという。
- 5) 本稿における「愛」の定義は、N・ルーマン（Luhmann 1982 = 2005）のコミュニケーション・コードとしての愛の分析を参考に行っている。ルーマンは、愛というコードが抱えるパラドックスの例

として、たとえば以下のような愛の性質を挙げている。「愛を根拠づけるものとして何かを規定すれば、それは愛することの様式と矛盾することになるだろう。言い表すことができないということそれ自体が、愛の根拠づけにほかならない」(Luhmann 1982 = 2005: 100)。

- 6) 桜井哲夫(1998)によれば、英語の responsibility は18世紀後半から末にかけて西欧で使われ始めた新しい言葉である。その語源は、response(反応、応答、回答)と同じで、ラテン語の respondeō(保証する、応答する)の完了分詞中性形 responsum に由来する。
- 7) vulnerability model を「傷つきやすさを避けるモデル」と訳出するにあたっては、岡野八代(2012)を参照している。
- 8) ただし、ギデنز(Giddens 1991 = 2005: 100)は「惰性」によって維持される「便宜上の」あるいは「おぎなりの」関係についても言及を行っている。ギデنزはそのような関係について、「すなわち、その関係のうちでは当事者は、外的な見返りに照らして、あるいは関係が壊れた場合に経験するであろう困難のゆえに、あるいはまた孤独ではないということの心地よさのために、すでにあるもので『手を打つ』ように、あからさまにあるいは暗黙に合意している」(Giddens 1991 = 2005: 106)と述べている。以上のように、ギデنزは互いの意思によらずに関係が維持される可能性についても言及しており、ギデنزの議論において関係の「成立」と「維持」の問題が全く区別されていないわけではないことが分かる。しかし、ギデنزの議論では、「おぎなりの」関係を維持するのは、あくまでも「暗黙の合意」であるとされていることから、やはり関係の「成立」と「維持」の問題は本質的には区別されていないともいえるだろう。

文 献

- 網野善彦、1996、『増補 無縁・公界・楽——日本中世の自由と平和』平凡社。
- 、2001、『歴史を考えるヒント』新潮社。
- 土井隆義、2004、『『個性』を煽られる子どもたち——親密圏の変容を考える』岩波書店。
- 、2014、『つながりやを煽られる子どもたち——ネット依存といじめ問題を考える』岩波書店。
- Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity Press. (= 1993、松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』而立書房。)
- , 1991, *Modernity and Self-identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Cambridge: Polity Press. (= 2005、秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社。)
- , 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Cambridge: Polity Press. (= 1995、松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房。)
- Goodin, Robert E., 1985, *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities*, The University of Chicago Press.
- , 1986, "Responsibilities," *The Philosophical Quarterly*, 36(142): 50-6.
- Habermas, Jürgen, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1994、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』未来社。)
- Hite, Shere, 1987, *Women and Love: Women and Love: A Cultural Revolution in Progress*, New York: Alfred Knopf.
- 石田光規、2011、『孤立の社会学——無縁社会の処方箋』勁草書房。

岩田正美、2008、『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。

国立社会保障・人口問題研究所、2010、「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」、国立社会保障・人口問題研究所ホームページ、（2016年6月31日取得、http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/shussho-index.html）。

Luhmann, Niklas, 1982, *Liebe als Passion: Zur Codierung von Intimität*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
（= 2005、佐藤勉・村中知子訳『情熱としての愛——親密さのコード化』木澤社。）

見田宗介、2011、「まなごしの地獄——尽きなく生きることの社会学」『定本 見田宗介著作集Ⅵ——生と死と愛と孤独の社会学』岩波書店、1-66。

内閣府男女共同参画局、2014、「世論調査 | 内閣府男女共同参画局」、内閣府男女共同参画局ホームページ、（2016年10月31日取得、<http://www.gender.go.jp/research/yoron/index.html>）。

岡野八代、2012、『フェミニズムの政治学』みすず書房。

桶川泰、2008、「親密性をめぐる『新たな不安』——雑誌記事における『モテル』『モテない』格差の説明原理」『ソシオロジ』52(3): 155-72。

———、2010、「現代日本社会における『近代家族の揺らぎ』と親密性の変容——『婦人公論』における独身・非婚をめぐる言説から」『フォーラム現代社会学』9: 88-100。

———、2011、「親密性・親密圏をめぐる定義の検討——無定義用語としての親密性・親密圏の可能性」『鶴山論叢』11: 23-34。

大澤真幸、2005、『恋愛の不可能性について』筑摩書房。

齋藤純一、2008、『政治と複数性——民主的な公共性にむけて』岩波書店。

桜井哲夫、1998、『〈自己責任〉とは何か』講談社。

Shea, Shawn C., 2002, *The Practical Art of Suicide Assessment: Guide for Mental Health Professionals and Substance Abuse Counselors*, Hoboken: John Wiley & Sons. (= 2012、松本俊彦監訳『自殺リスクの理解と対応——「死にたい」気持ちにどう向き合うか』金剛出版。)

Sheneidman, Edwin S., 1993, *Suicide As Psychache: A Clinical Approach to Self-Destructive Behavior*, Roman & Littlefield Publishers. (= 2005、高橋祥友訳『シュナイドマンの自殺学——自己破壊行動に対する臨床的アプローチ』金剛出版。)

島田裕巳、2011、『人はひとりで死ぬ——「無縁社会」を生きるために』NHK出版。

土屋葉、2013、「関係をとり結ぶ自由と不自由について——ケアと家族をめぐる逡巡」『支援』3: 14-39。

筒井淳也、2008、『親密性の社会学——縮小する家族のゆくえ』世界思想社。

山田昌弘、2005、『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣。

〔付記〕本研究はJSPS科研費15J07152の助成を受けたものです。

